

業務委託仕様書

1. 業務名称

EV 普及啓発発信事業「つながる！電気とクルマと暮らし展 一走る蓄電池が、家とまちを守る」実施運営業務

2. 業務の背景・目的

北九州市は環境未来都市として、脱炭素社会の実現に向けた次世代モビリティ（EV・PHEV・FCV等）の普及を推進している。

本業務は、EVを単なる「移動手段」や「環境のための車」としてではなく、災害時の電源や家庭の家計負担を軽減する「暮らしを支えるインフラ（走る蓄電池）」として再定義し、市民の経済性・防災性・快適性への理解を深めることを目的とする。また、地域の自動車ディーラー等との連携を通じて、地域一体となった普及啓発活動を展開する。

3. 契約期間

契約締結日から令和8年11月30日

4. イベント概要

- 開催時期：令和8年10月24日（土）～25日（日）
※「エコライフステージ」と同時開催
- 会場：北九州市本庁舎敷地内

5. 動画作成

市民が、経済性と防災性の両面から導入意欲を高められるようなショート動画を制作する。

6. 業務内容

受託者は、別添企画書に基づき、以下の業務を行うものとする。

I 普及啓発イベント

(1) 企画・全体運営管理

- イベント全体の詳細実施計画の策定
- 「エコライフステージ」（環境学習課主催）との共同開発を前提とした会場レイアウトの策定及び調整
- イベント全体の進行管理、安全管理、運営マニュアル作成
- 来場者アンケートの実施及び分析

(2) 3つのゾーンの構成と展示演出

単なる車両展示ではなく、以下の切り口で「暮らしのストーリー」を展示し、来場者が「自分の生活に置き換えられる」演出を行うこと。

① EVメーカーゾーン（各社比較・体験）

- 地元自動車ディーラー（トヨタ、日産、ホンダ等）の出展調整と車両手配。
- 「航続距離」よりも「停電時に何ができるか（冷蔵庫〇時間、スマホ充電〇回等）」を可視化したパネルやポップの制作。

- ・安全を確保した上での試乗コースの設定と運営。

② V2H・住宅連携ゾーン（経済性・エネルギー循環）

- ・住宅メーカー、地元工務店等と連携し、太陽光発電・EV・V2Hの連携により「電気を自給する暮らし」を可視化する展示（住宅模型、図解パネル、配線図等）の設置。
- ・「電気代削減メリット」を具体的数値で提示するコンテンツの作成。

③ 防災ゾーン（レジリエンス体験） ※重要項目

- ・給電デモ：EVからホットプレート、コーヒーメーカー、照明等への給電実演（生活感のある演出）。
- ・在宅避難モデル：乳幼児や高齢者のいる家庭を想定した、EV活用による「家で避難する」暮らしの提案。
- ・避難所モデル：自治体と連携した避難所電源としての活用展示。

(3) 広報・集客業務

- ・「環境にいい」という訴求ではなく、「家計にプラス」「停電でも安心」といった生活メリットを強調したコピーライティング（企画書参照）。
- ・SNS、地域メディアへの情報発信。

(4) 参加企業・ディーラー調整

- ・地元自動車ディーラー等への協力要請、当日の車両搬入出管理。
- ・「関係構築の場」として、行政・企業間のスムーズなコミュニケーション支援。

II 普及啓発ショート動画作成

(1) 実施業務

- ・企画・シナリオ作成
イベントのテーマである「走る蓄電池が、家とまちを守る」を視覚的に分かりやすく伝えるため、以下の内容を盛り込んだショート動画(30～60秒程度)を制作すること。
- ・撮影協力先との連絡調整
- ・撮影・編集作業
- ・その他動画制作に必要な業務

(2) 留意事項

- ・視聴者が共感を持ちやすく、EVを導入することで、経済性、防災性を意識するとともに、「未来的でワクワクする暮らし」をイメージできるような内容にすること。
- ・効果的な音楽、映像、ナレーションなどを使用すること。
- ・音楽、映像、写真等の仕様に際しては、肖像、意匠、商標、著作などの権利に関する処理を事前に確実に行うこと。
- ・配信期間は無制限を基本とするが、イベント中だけでなく、環境関係や自動車ディーラーのイベント及び広報ツールとして活用する。

(3) 著作権の取り扱い

- ・受託者または第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、成果品の著作物に関するすべての著作権は、成果品の納品と同時に発注者に帰属するものとする。
- ・受託者は、成果品の著作物（受託者が従来から著作権を有する著作物を含む）に関し、発注者及び発注者から許諾を得た者に対し、著作者人格権を行使しないものとし、次に掲げる事項について同意するものとする。

- 発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意に改変すること。
- 発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意の時期に公表すること。
- 発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意の指名で発表すること。

7. 特記事項・遵守事項

- **安全管理：** 車両の移動、試乗体験、給電デモ（火器・電気使用）における来場者の安全確保を最優先すること。
- **食品提供：** 給電デモによる食品（焼きそば等）配布を行う場合は、保健所の許可申請および衛生管理を徹底すること。
- **政策横断的視点：** 環境局だけでなく、危機管理（防災）、子育てや高齢者支援等福祉の視点を取り入れた展示内容とすること。

8. 実施体制

- 本業務を統括するプロジェクトマネージャーを1名配置すること。
- 試乗体験に伴う車両の移動に対する警備担当者を配置すること。
- 車両展示や電気設備、防災に関する専門知識を有するスタッフを適宜配置すること。

9. 成果物

- 業務計画書（詳細行程表、会場レイアウト図等）
- 広報物一式（チラシ、パネルデータ、WEB用画像等）
- 動画データ（DVDディスク）
- イベント実施報告書（来場者数、アンケート結果、メディア掲載実績、写真、改善提案等）

10. 請求及び支払方法

受託者は、履行期間終了後、速やかに実績報告書等必要な書類を提出すること。発注者は、請求書を受領した日から30日以内に受託者の指定する口座へ委託料を支払うこととする。

11. その他

- 地域企業の協力（車両提供やスタッフ派遣等）を促すための「企業の参加メリット（CRS、地域貢献実績等）」を意識すること。
- 市民がEV導入を検討できるような、具体的かつ実益に基づいた演出を盛り込むこと。
- 本業務は発注者との緊密な連携のもとで実施されるため、定期的な打ち合わせや報告義務を果たすこと。
- 発注者の事前の承諾なく、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。
- 契約期間中に、発注者の都合により業務内容の一部を変更する場合には、受託事業者と協議の上、別途契約を締結することがある。
- 業務遂行において本仕様書の各項目について疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項については、発注者と受託事業者の協議により決定する。